上越市まちなか居住推進事業補助金（雁木通りの街なみ形成支援）交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、歴史的な街なみの保存及び継承を図り、良好で魅力的な街なみを形成することにより、市民が愛着と誇りを持てるまちを目指していくため、修景事業に要する経費の一部について、予算の範囲内で交付する補助金の交付に関し、社会資本整備総合交付金交付要綱（平成２２年３月２６日付け国官会第２３１７号国土交通事務次官通知）及び上越市補助金交付規則（昭和４６年上越市規則第５６号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

⑴　まちなか居住推進地区　上越市まちなか居住推進地区の認定に関する要綱（令和４年４月１日実施）に基づき市長が認定した町内会の区域をいう。

⑵　修景　周囲の街なみと調和させるための行為で、住宅等の新築、増築、改築、大規模な修繕、色彩の変更等をいう。

⑶　住宅等　住宅及び住宅以外の建築物並びにその他の工作物をいう。

⑷　補助対象区域　次のいずれにも該当する区域をいう。

ア　まちなか居住推進地区の区域

イ　上越市景観条例（平成１２年上越市条例第２号）第１０条に基づく景観づくり重点区域その他景観に関する法令に基づく地区指定等が行われている区域及び行われる見込みがあると市長が別に定める区域（以下「地区指定等」という。）

ウ　上越市雁木整備事業補助金交付要綱（平成１６年４月１日実施）第２条第１項の規定により雁木の保存・活用地域として指定された区域

⑸　行為の基準　住宅等の形態、材質、色彩その他地区指定等により定められる行為の基準をいう。

⑹　施工業者　次のいずれかに該当する住宅関連業者で、住宅等の修景事業を施工するものをいう。

ア　市の区域内に本社（個人事業主にあっては、主たる事業所又は事務所。イにおいて同じ。）を有する住宅関連業者

イ　市の区域外に本社を有する住宅関連業者で当該住宅等の建築の際に工事を施工した　もの（元請業者に限る。）

（補助対象者）

第３条　補助金の交付を受けることができる人及び団体 （以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものする。

⑴　補助対象区域内に住宅等を所有していること。

⑵　市税を完納していること。

　（補助対象事業）

第４条　補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、施工業者に発注して実施する修景事業のうち、別表左欄に掲げる補助対象事業の区分に応じ、同表中欄のいずれかに該当する工事で、行為の基準に適合している事業とする。

２　前項の規定にかかわらず、本市の他の補助金等の交付を受ける場合にあっては、当該補助金等の交付の対象となる部分に係る工事は、補助対象事業としない。

（補助金の額等）

第５条　補助金の額は、別表左欄に掲げる補助対象事業の区分に応じ、同表右欄に定める額等とする。

（交付申請等）

第６条　補助金の交付を申請しようとする補助対象者は、修景事業を実施する前に上越市まちなか居住推進事業補助金（雁木通りの街なみ形成支援）交付申請書（第１号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

⑴　位置図

⑵　補助対象事業に係る見積書の写し

⑶　資産証明書その他住宅等の所有者が分かる資料

⑷　施工内容が分かる図面等

２　市長は、前項の申請書の提出があったときは、これを審査し、補助金の交付の可否を決定したときは、上越市まちなか居住推進事業補助金（雁木通りの街なみ形成支援）交付

決定

　　通知書（第２号様式）により通知するものとする。

却下

（変更申請等）

第７条　補助事業者は、前条の補助事業の内容を変更しようとするときは、上越市まちなか居住推進事業補助金（雁木通りの街なみ形成支援）事業内容変更承認申請書（第３号様式）に同条第１項に掲げる書類のうち変更事項に関するものを添えて市長に提出しなければならない。

２　前条第２項の規定は、前項の規定による変更の承認について準用する。

（実績報告）

第８条　補助事業者は、補助対象事業が完了したときは、補助対象事業が完了した日から起算して２０日を経過する日又は補助対象事業が完了した年度の３月１５日のいずれか早い日までに、上越市まちなか居住推進事業補助金（雁木通りの街なみ形成支援）実績報告書（第４号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

⑴　補助対象事業に係る契約書の写し及び領収書の写し

⑵　補助対象事業の実施箇所に係る施工前、施工中及び施工後の状況を撮影した写真

（補助金の額の確定）

第９条　市長は、前条の実績報告書の提出があったときは、これを審査し、補助金の額を確定したときは、上越市まちなか居住推進事業補助金（雁木通りの街なみ形成支援）確定通知書（第５号様式）により通知するものとする。

（その他）

第１０条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

　この要綱は、令和４年４月１日から実施する。

附　則

この要綱は、令和５年４月１日から実施する。

附　則

（実施期日）

１　この要綱は、令和６年４月１日から実施する。

（経過措置）

２　改正後の上越市まちなか居住推進事業補助金（雁木通りの街なみ形成支援）交付要綱の規定は、この要綱の実施の日以後に申請のある補助金の交付について適用し、同日前に申請のあった補助金の交付については、なお従前の例による。

３　この要綱の実施の際現に交付され、又は保有している改正前の第１号様式及び第３号様式は、当分の間、適宜、適切な修正を加えて、改正後の第１号様式及び第３号様式に相当する様式として使用することができる。

附　則

（実施期日）

１　この要綱は、令和７年４月１日から実施する。

（適用区分）

２　改正後の第２条の規定は、この要綱の実施の日以後に申請のある補助金の交付について適用し、同日前に申請のあった補助金の交付については、なお従前の例による。

別表（第４条、第５条関係）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | 補助対象事業 | 補助金の額等 |
| 雁木及び雁木下の歩行面 | ⑴　雁木及び雁木下の歩行面の整備費及び修景費　雁木の修景及び歩行面の整 | 補助対象経費に６分の５を乗じて得た額（当該額に |
|  | 備、修景に係る経費⑵　雁木の除却費　⑴の工事に伴う雁木の除却に係る経費 | １，０００円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）とし、中欄⑴に掲げる補助対象事業に対する補助金の額は雁木の延長１メートルにつき３０万円を限度とする。 |
| 外観（道路に面する部分に限る。） | ⑴　住宅等修景費　住宅等の工事費のうち、外観の修景に係る経費⑵　建築設備等修景費　住宅等の屋外に露出し景観を阻害している給排水設備、空調設備、電気設備、広告物等の除去、隠ぺい又は改善に係る工事費 | 補助対象経費に６分の５を乗じて得た額（当該額に１，０００円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）とする。 |
| 屋根 | 住宅等修景費　住宅等の工事費のうち、外観の塗装に係る経費 |  |

第１号様式（第６条関係）

上越市まちなか居住推進事業補助金（雁木通りの街なみ形成支援）交付申請書

年　　月　　日

（宛先）上越市長

申請者（所有者）住　　所

　　　　　　　　　氏　　名

　　　　　　　　　電話番号

　次のとおり上越市まちなか居住推進事業補助金（雁木通りの街なみ形成支援）の交付を申請します。

|  |  |
| --- | --- |
| 施工場所 | 上越市 |
| 施工内容（□にレ点を記入してください。） | □ 雁木及び雁木下の歩行面□雁木及び雁木下の歩行面の整備費及び修景費（内容：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）□ 雁木の除却費（内容：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）□ 外観（道路に面する部分に限る。）□ 住宅等修景費（内容：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）□ 建築設備等修景費（内容：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）□ 屋根□ 住宅等修景費（内容：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 ) |
| 事業費 | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円 （消費税を含む。）（うち補助対象経費　　　　　　　　　　円） |
| 施工予定期間 | 年　　月　　日　から　　　　年　　月　　日　まで |
| 事業収支 | 収入 | 支出 |
| 補助金交付額※ | 円 | 工事等に要する経費 | 円 |
| 自己資金 | 円 |  |  |
|  | 円 |  |  |
| 合計 | 円 | 合計 | 円 |
| 添付書類 | □　位置図□　補助対象事業に係る見積書の写し□　資産証明書その他住宅等の所有者が分かる資料□　施工内容が分かる図面等 |

※印欄は補助対象経費に６分の５を乗じて得た額（１，０００円未満を切り捨て）を記入し

てください。

○市税の納税状況等の調査に関する承諾

|  |
| --- |
| 　まちなか居住に関する支援事業の実施のため、申請書に記載された情報を関係部署で共有すること及び補助金交付の審査のため、　　　　　　　　課の職員が次の公簿等を閲覧し、又は確認することを承諾します。⑴　納税状況⑵　市の雁木の修繕工事等に係る他の制度の活用状況　　　　　　　　　　　　　　　　　　　申請者　　　　　　　　　　　　　　　　　 |

○上越市暴力団の排除の推進に関する条例に基づく暴力団の排除のための誓約

|  |
| --- |
| ⑴　補助金を暴力団の活動に使用しません。⑵　補助金の交付の対象となる事業により暴力団に対し利益を供与することはありません。⑶　⑴又は⑵に反する場合は、この申請を却下され、補助金の交付の決定を取り消され、又は交付を受けた補助金を返還することを承諾します。□　上記について誓約します。（□にレ点を記入してください。） |

○各種法令の遵守に関する承諾

|  |
| --- |
| 　上越市まちなか居住推進事業補助金（雁木通りの街なみ形成支援）の交付を受けて事業を実施するに当たり、各種法令を遵守します。□　上記について承諾します。（□にレ点を記入してください。） |

第２号様式（第６条関係）

決定

上越市まちなか居住推進事業補助金（雁木通りの街なみ形成支援）交付　　通知書

却下

第　　　　　号

年　　月　　日

　　　　　　　　　　様

上越市長

　　　　　年　　月　　日付けで申請のあった上越市まちなか居住推進事業補助金（雁木通

とおり決定

りの街なみ形成支援）の交付について、次の　　　　　　　　　 したので通知します。

　　　　 　　　　　　　　　　　　　　 理由により申請を却下

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 決　定 | 交付決定額 | 　　　　　　　　　　　円 |
| 交付条件 | １　この補助金の対象となる事業及びその内容は、　　　　年　　月　　日付けによる交付申請書記載のとおりとする。２　この補助金は、目的以外の経費に使用してはならない。３　上越市まちなか居住推進事業補助金（雁木通りの街なみ形成支援）交付要綱に従うこと。 |
| 却　下 | 理由 |  |

第３号様式（第７条関係）

上越市まちなか居住推進事業補助金（雁木通りの街なみ形成支援）事業内容変更承認申請書

年　　月　　日

（宛先）上越市長

申請者（所有者）住　　所

　　　　　　　　　氏　　名

　　　　　　　　　電話番号

年　　月　　日付け　　第　　　　　号で交付決定を受けた上越市まちなか居住推進事業補助金（雁木通りの街なみ形成支援）について、次のとおり交付対象事業に係る変更の承認を申請します。

|  |  |
| --- | --- |
| 施工場所 | 上越市 |
| 変更内容 |  |
| 施工内容（変更後）（□にレ点を記入してください。） | □ 雁木及び雁木下の歩行面□雁木及び雁木下の歩行面の整備費及び修景費（内容：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）□ 雁木の除却費（内容：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）□ 外観（道路に面する部分に限る。）□ 住宅等修景費（内容：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）□ 建築設備等修景費（内容：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）□ 屋根□ 住宅等修景費（内容：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 ) |
| 事業費（変更後） | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円 （消費税を含む。）（うち補助対象経費　　　　　　　　　　円） |
| 施工予定期間（変更後） | 年　　月　　日　から　　　　年　　月　　日　まで |
| 事業収支（変更後） | 収入 | 支出 |
| 補助金交付額※ | 円 | 工事等に要する経費 | 円 |
| 自己資金 | 円 |  |  |
|  | 円 |  |  |
| 合計 | 円 | 合計 | 円 |
| 添付書類（変更事項に関するもの） | □　位置図□　補助対象事業に係る見積書の写し□　資産証明書その他住宅等の所有者が分かる資料□　施工内容が分かる図面等 |

※印欄は補助対象経費に６分の５を乗じて得た額（１，０００円未満を切り捨て）を記入してください。

第４号様式（第８条関係）

上越市まちなか居住推進事業補助金（雁木通りの街なみ形成支援）実績報告書

年　　月　　日

（宛先）上越市長

申請者（所有者）住　　所

　　　　　　　　　　氏　　名

　　　　　　　　　　電話番号

　　　　　年　　月　　日付け　　第　　　　　号で交付決定のあった補助対象事業が完了したので、次のとおり関係書類を添えて報告します。

|  |  |
| --- | --- |
| 施工場所 |  |
| 補助対象事業の完了年月日 | 年　　月　　日 |
| 交付決定額 | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円  |
| 事業費清算内訳 | 収入 | 支出 |
| 交付決定額 | 円 | 工事等に要する経費 | 円 |
| 自己資金 | 円 |  |  |
|  | 円 |  |  |
| 合計 | 円 | 合計 | 円 |
| 添付書類 | □　補助対象事業に係る契約書の写し及び領収書の写し□　補助対象事業の実施箇所に係る施工前、施工中及び施工後の状況を撮影した写真 |

第５号様式（第９条関係）

上越市まちなか居住推進事業補助金（雁木通りの街なみ形成支援）確定通知書

第　　　　　号

年　　月　　日

　　　　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　上越市長

　　　　　年　　月　　日付けで実績報告のあった上越市まちなか居住推進事業補助金（雁木通りの街なみ形成支援）について、次のとおり補助金の額を確定したので通知します。

|  |  |
| --- | --- |
| 交付確定額 | 　　　　　　　　　　　　　　　円 |